

## 高島市議会基本条例

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会および議員の活動原則（第3条―第5条）

第3章 市民と議会の関係（第6条）

第4章 市長等と議会の関係（第7条―第11条）

第5章 議員間における討議の充実および政策形成（第12条・第13条）

第6章 委員会活動（第14条）

第7章 政務活動費（第15条）

第8章 議員の政治倫理、定数および報酬（第16条―第18条）

第9章 議会および議会事務局の体制整備（第19条―第23条）

第10章 条例の位置付けおよび見直し手続（第24条・第25条）

#### 付則

#### 前文

私たちのまち高島市は、琵琶湖の北西部に位置し、古来から京都や奈良の都と北陸を結ぶ交通の要衝として栄えてきました。

平成17年1月1日に6町村が合併し市制が施行される中で、地方分権改革が進められ、地方自治体には、自らの判断と責任において地域の実情に沿った行政を展開していくことが期待されています。

高島市政は、市民から代表として選ばれた議員で構成する高島市議会（以下「議会」という。）と、同じく市民の代表として選ばれた高島市長（以下「市長」という。）との二元代表制の下で、それぞれが市民の信頼と負託に応える役割と責任を担っています。

議会は、多様な市民の意見を反映し、議事機関として最良の意思を決定することで、市民福祉の向上はもとより、市政のさらなる発展を目指していくことが求められています。

そのため、議会はこれまで以上に公平で公正かつ透明な議会運営と市民にとって開かれた議会づくりを推進し、その権能を最大限に発揮できるよう議会の役割と責任を再認識するとともに、不断の議会改革に努めていくことを決意し、ここに議会の最高規範として高島市議会基本条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の担うべき役割を明らかにするとともに、議会および議員の活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、公平で公正な議会運営を図り、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

### 【第1条解説】

この条例は、二元代表制のもとでの議会の担うべき役割を明確にし、これにより、議会および議員は、その趣旨に沿った運営を行い議会の使命を果たすことで、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを条例の目的としています。

### (基本理念)

第2条 議会は、市政の最高意思決定機関であることから、議会の構成員である議員それぞれが、その責任を自覚するとともに、市民の意見を踏まえ、公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現に全力で取り組むことを基本理念とする。

### 【第2条解説】

地方自治体において、市長は執行機関の長であり、議会は市政の最終的な意思決定を行う機関です。そのため、議会の構成員である議員それぞれが、その責任を自覚するとともに、市民の意見を踏まえながら、公正な議論を展開するという、議会としての基本的な姿勢、考え方を示しています。

## 第2章 議会および議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第3条 議会は、前条の基本理念に従い、次に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 議会が市民を代表する議決機関であることを自覚して公平性、透明性および信頼性を重視し、市民本位の立場から、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）による市政運営が適正に行われているかを監視するとともに、評価を行うものとする。
- (2) 市民に対し、議会活動の積極的な情報公開および情報提供に努め、開かれた議会を目指すものとする。
- (3) 市民の多様な意見、要望等の把握に努め、政策立案および政策提言に積極的に取り組むものとする。
- (4) 議会が言論の府であること、および合議制の機関であることを認識し、議員相互間の議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。

### 【第3条解説】

議会の活動について、4つの基本原則を定めています。

- (1) 議会は、常に公平、透明、信頼のおける議会運営に心がけ、市民本位の立場から、市長等が適正な市政運営を行っているかを監視するとともに、評価を行います。
- (2) 議会は、市民への説明責任を果たすため、議会活動の状況等を多様な媒体を活用することにより、市民に積極的に公開、発信していくことに努め、市民に親しみを持たれる、わかりやすい議会運営を目指します。
- (3) 議会は、あらゆる機会を通じて、市民の多様な意見や要望等について、その把握に努めるとともに、市長等に対して政策立案および政策提言を積極的に行います。
- (4) 議会は、言論の場であり、十分な議論を経て、最終的に結論を出していくことが基本原則です。そのため、議会は、議員相互間における議論を尽くすとともに、合意形成を図るよう努めます。

### ※政策立案

議会自らが提案する政策案を市の政策等に反映させるため、委員会や議員が行う条例の提案や議案の修正、決議等の素案を議会が作成することを言います。

## ※政策提言

市長が提案する議案のうち、予算など議会に発案権のないものや市政全般に対して、議会としての考えを提言することを言います。

### (議員の活動原則)

第4条 議員は、市民の代表者として、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 議会の構成員として自己の資質を高めるとともに、市民の代表者として市民福祉の向上を目指し活動するものとする。
- (2) 議員相互間の議論を尽くすものとする。
- (3) 市政全般に関して市民の多様な意見を的確に把握するよう努めるものとする。
- (4) 自己の議会活動について、市民に対する説明責任を果たすものとする。

### 【第4条解説】

市民の代表者である議員について、4つの基本原則を明確に定めています。

- (1) 議員は、議会の構成員として、常に自己研鑽に励み、一部の団体や地域の利益にとらわれず、市民全体の福祉の向上を常に考え、議員活動を行います。
- (2) 議員は、常に議員相互の自由な討議を尽くした上で、意思決定を行っていくよう努めます。
- (3) 議員は、市民の代表者であることを認識し、市政全般に関して市民の多様な意見を的確に把握するよう努めます。
- (4) 議員は、様々な機会を通じ、自己の議会活動を市民に報告、説明します。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で、会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案および政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間で相互に協議および調整に努めるものとする。

3 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催することができる。

#### 【第5条解説】

1 議員は、より充実した議会活動が行えるよう政策を中心とした同一の理念を共有する議員で、会派を結成することができます。

なお、立候補の届出に所属党派証明書を添付した議員は、1人でも会派を結成することができます。

2 会派は、政策立案および政策提言の意思決定を行っていく上で、有効な機能を果たします。また、必要に応じて会派間で相互に協議、調整に努めます。

3 議長は、必要がある場合、会派の代表者の会議を開くことができます。

### 第3章 市民と議会の関係

(市民参加および市民への情報提供)

第6条 議会は、市民参加を促すため、議会の活動に関する情報を多様な媒体を用いて市民に提供して透明性を高め、市民に対する説明責任を果たすものとする。

2 議会は、市民に開かれた議会運営に資するため、本会議ならびに常任委員会、議会運営委員会および特別委員会（以下「委員会」という。）を原則として公開するものとする。

3 議会は、前項の本会議および委員会を除くその他の会議についても、公開するよう努めるものとする。

4 議会は、議案に対する議員の賛否および議決内容について、定期的に公開するものとする。

5 議会は、本会議および委員会において、公聴会制度および参考人制度を十分に活用して意見等を聴き、議会の政策形成に反映するよう努めるものとする。

6 議会は、議会活動を報告するとともに、市民の意見を聴く場として、定期的に議会報告会を開催するものとする。

## 【第6条解説】

- 1 議会は、議会運営の状況や議論の経過、結果などの情報を、積極的に市民に提供し、共有することで、市民参加を促し、市民に対する説明責任を果たします。
- 2 議会は、本会議について、秘密会とする場合を除き、原則公開とします。  
また、委員会については、秘密会とする場合を除くほか、委員長が運営上支障がないと認めるときは、公開とします。
- 3 その他の会議（全員協議会、会派代表者会議等）については、議長が運営上支障がないと認めるときは、公開とします。
- 4 議会は、本会議における各議員の議案等に対する賛否の状況と議決および討論等の審議内容については、「高島市議会だより」やホームページで定期的に公表します。
- 5 議会は、議案等の審議および審査において、必要に応じて公聴会や参考人制度を活用し、広く意見を聞き、議論を深める議会運営に努めます。
- 6 議会は、議案等の審議の経過および結果について、議員が直接地域に出向き、市民に対し報告や意見交換などを行う議会報告会を開催します。

### ※公聴会制度

本会議または委員会における予算その他重要な案件の審査に当たって、利害関係者または学識経験者等の意見を聴くことができる制度。

### ※参考人制度

本会議または委員会がその調査または審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる制度。

## 第4章 市長等と議会の関係

### （市長等と議会の関係）

第7条 議会は、市長等との立場および機能の違いを踏まえ、二元代表制の下、その役割を果たすために市長等との緊張ある関係を構築し、行政運営について監視および評価を行うとともに、政策立案および政策提言を通じて、市政の発展に努めなければならない。

## 【第7条解説】

議会は、市長等が市政執行を適切に行っているかを監視する機関であり、常に市長等と緊張ある関係を保持しながら、その成果等について評価を行

っています。また、政策立案および政策提言を積極的に行うことにより、市政の発展に寄与しようとするものです。

(確認の機会の付与等)

第8条 市長等は、本会議および委員会における質疑および質問に対し、その趣旨を確認するため、議長または委員長の許可を得て発言することができる。

2 議長は、議員または委員会による条例の提案および議案の修正の提案に対し、市長等が意見を述べる機会を与えることができる。

#### 【第8条解説】

- 1 市長等の答弁者は、議長または委員長の許可を得て議員からの質疑や質問に対し、明確な答弁が行えるようその質疑や質問の趣旨を確認するため、発言ができることを定めています。
- 2 議長は、本会議において議員または委員会による条例の提案および議案の修正の提案に対し、市長等に意見を述べる機会を与えることができます。

(政策の形成過程の説明)

第9条 議会は、市長等が提案する重要な政策、計画、事業等（以下「政策等」という。）について、議会審議において論点を整理し、政策等の水準の一層の向上を図るため、政策等を提案する背景や経緯、財源措置、将来負担等について、適切な説明や資料の提出を求めることができる。

#### 【第9条解説】

議会は、市長等が提案した政策等を審議する場合、論点や争点を明確にし、深く掘り下げて議論ができるよう、政策等を提案する背景や経緯、財源措置、将来負担等について、市長等に情報提供を含め、適切な説明や資料の提出を求めることができます。

(予算および決算における説明資料)

第10条 議会は、予算案および決算の審議に当たっては、市長に対し、政策または事業ごとに分かりやすい説明資料の提出を求めることができる。

## 【第10条解説】

本市議会は、予算は予算常任委員会に、決算は決算特別委員会に付託して審査を行っていますが、審議および審査を行うに当たっては、市長に対し、分かりやすい説明と関連資料の提出を求めることができます。

(議決事件の追加)

第11条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、市政に関する重要な計画等について、議会の議決すべき事件として別に条例で定めるものとする。

## 【第11条解説】

議会は、意思決定機関として市長等が提案する案件に対し、可否を表明する議決権を有しています。地方自治法第96条第1項には、必ず議会で決定しなければならない議決事項として15項目を掲げています。

また、第96条第2項には、これら以外の重要な事項は別に条例で定めることにより、追加できることとなっています。

そのため、本市では、「高島市議会の議決に付すべき事件に関する条例」を制定し、議決事項として、(1) 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更または廃止 (2) 基本計画（前号の基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう。）の策定、変更または廃止 を追加しています。今後も、議会の意思を反映させるべき事件が生じた場合は、新たに議決事件に追加していくものです。

## 第5章 議員間における討議の充実および政策形成

(議員間の討議)

第12条 議員は、議会が議員による討議の場であることを認識し、本会議および委員会において、議員間の十分な討議を尽くし、合意形成に努めるとともに、その経過および結果について市民への説明責任を果たさなければならない。

2 議長および委員長は、議員間の討議が積極的に行われるように当該会議の運営に努めなければならない。

## 【第12条解説】

1 議会は、合議制の意思決定機関として、意思形成のための討議を重視



する必要があることから、議員は、市長等への質疑等を踏まえ、合意形成に向けて賛否の論点・争点を明確にしたうえで十分に議論を尽くすとともに、それらの審査・審議の過程や表決態度等について、市民への説明責任を果たすことを定めています。

- 2 議長や委員長は、市長等からの説明や質疑応答だけではなく、議員同士の公平で自由な討議を中心に会議を進行するよう努めなければならない。

(政策立案および政策提言)

第13条 議会は、議員間の討議を尽くし、意見集約がなされた内容について、条例の提案、議案の修正、決議等に向けた政策立案を行い、または市長等に対し、政策提言を行うものとする。

#### 【第13条解説】

議会は、自由闊達な討議を経て意見集約された内容については、政策の条例化、市長からの提出議案の修正案の立案、決議案の策定など、委員会または議員による提案提出に向けた「政策立案」や、議会から市長等に対する「政策提言」を行うことを定めています。

### 第6章 委員会活動

(委員会の運営)

第14条 委員会は、委員会の専門性および特性を生かした適切な運営に努めなければならない。

- 2 委員会は、所管に係る市政の課題について、議案等の審査、所管事務の調査および政策等の提言を行うよう努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、別に条例で定める。

#### 【第14条解説】

- 1 委員会の活動は、専門性や特性を生かして公平に運営されなければなりません。
- 2 委員会の活動は、閉会中においても必要に応じて開催し、行政課題に柔軟に対応するとともに、議案等の審査や所管事務の調査、さらに政策等の提言を行うよう努めなければなりません。
- 3 委員会については、「高島市議会委員会条例（平成17年条例第28

6号)」で別に定めます。

## 第7章 政務活動費

### (政務活動費)

第15条 会派または議員は、政務活動費を適正かつ有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究を行わなければならない。

2 会派または議員は、公正性および透明性の観点から、政務活動費に係る収支報告を市議会ホームページ等で公開し、説明責任を果たさなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、政務活動費について必要な事項は、別に条例で定める。

### 【第15条解説】

1 政務活動費は、二元代表制の下、議員がその責務を十分に果たせるよう、政策研究等の経費に充てるため、本市議会においては、会派または議員に交付しています。

2 政務活動費の交付を受けた会派または議員は、公正性および透明性の観点から、政務活動費の収支報告を、市議会ホームページで公開し、市民に対する説明責任を果たします。

3 政務活動費については、「高島市議会政務活動費の交付に関する条例(平成17年条例第320号)」で別に定めます。

## 第8章 議員の政治倫理、定数および報酬

### (政治倫理)

第16条 議員は、市政が市民の負託によるものであることを認識し、その負託に応えるため、政治倫理の向上と確立に努め、常に良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行わなければならない。

### 【第16条解説】

議員は、議会活動以外にも様々な議員活動を行っていますが、その活動全般について誠実かつ公正を確保し、市民が議会に対し不信を抱くことのないよう行動しなければなりません。

(議員定数)

第17条 議員の定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定められなければならない。

2 議会は、議員の定数の改定に当たっては、市民の意向を把握し、その適切な反映に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、議員の定数について必要な事項は、別に条例で定める。

【第17条解説】

1 議員の定数については、平成23年の地方自治法の一部改正により、人口段階別の上限数に係る制限が廃止され、地方自治体の条例で自由に定数を定めることができるようになりました。議員定数は、行政改革の視点および他市との比較だけでなく、市民の意見等が市政に十分反映できるような議会の体制が図られるよう多方面から検討を行い、定めなければならないものです。

2 議員定数を改定するに当たっては、常に市民の意向を把握するよう努めなければならないものです。

3 議員定数については、「高島市議会議員定数条例（平成18年条例第66号）」で別に定めます。

(議員報酬)

第18条 議員報酬は、経済情勢、本市の財政状況および類似する他市の議員報酬を勘案するとともに、議員の活動状況を反映し、定めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、議員の報酬について必要な事項は、別に条例で定める。

【第18条解説】

1 議員報酬については、経済情勢や市の財政状況等を考慮して定めることはもちろんのこと、市政の監視、調査、政策形成機能等議員の活動内容は多岐にわたることから、議員の活動状況を反映し、定めなければならない。

2 議員報酬については、「高島市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成17年条例第38号）」で別に定めます。

## 第9章 議会および議会事務局の体制整備

(議会改革の継続的な取組)

第19条 議会は、社会環境、経済情勢等の変化により新たに生ずる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、この条例の理念に基づく議会改革に継続的に取り組むものとする。

### 【第19条解説】

議会では、これまで、議会活性化特別委員会を設置し、議員定数の適正規模の検討や議会報告会の開催など、市民に開かれた議会を目指し、議会の更なる活性化に努めてきました。今後も必要に応じて委員会等を設置し、継続的に議会改革に取り組むものです。

(議員研修の充実)

第20条 議会は、議員の資質ならびに政策形成および立案能力の向上を図るため、議員研修の充実およびその強化に努めるものとする。

### 【第20条解説】

議会は、議案の審議はもちろんのこと、政策立案または政策提言を行ない、議会としての政策形成能力の向上を図るため、議員研修に積極的に取り組むものです。議員研修は、議会の主催によるもののほか、各種研修会へも積極的に参加するものです。

(議会広報の充実)

第21条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

### 【第21条解説】

議会だよりやホームページ等を活用して、議会の情報を積極的に発信していくことにより、多くの市民が議会と市政に高い関心を持つよう広報活動に努めるものです。

(議会事務局の充実)

第22条 議会は、議会の政策形成能力を高め、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査、政策法務等の機能の充実に努めるものとする。

**【第22条解説】**

議会の政策形成能力の向上や議会活動を円滑に、かつ、効率的に進めるためには、その活動を補佐する議会事務局の役割も大きくなっています。そのため、議会事務局の調査や政策法務等の機能の充実に努めていきます。

(議会図書室の充実)

第23条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

**【第23条解説】**

議会図書室は、地方自治法第100条第19項の規定に基づき設置するものであり、議員の調査研究や政策形成能力を向上させるため、適正に管理を行うとともに、より効果的な活用を図っていきます。

第10章 条例の位置付けおよび見直し手続

(他の条例等との関係)

第24条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等の制定、改廃、解釈および運用に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。

**【第24条解説】**

この条例は、市議会の基本となる条例であり、市議会に関する他の条例等を制定、改廃、解釈、運用する場合は、この条例の趣旨と整合性を図らなければならないことを定めています。

(見直し手続)

第25条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

**【第 2 5 条解説】**

議会は、常に社会・経済情勢や市民福祉の向上、市政の発展に影響する要因など、様々な観点から議会運営の内容について評価と検証を実施し、必要があれば適宜改正を行うものです。

付 則

この条例は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。